会 議 録

平成28年度 第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

平成29年2月13日

大 田 区

○障害福祉課長 それでは、お時間となりましたので、平成28年度第1回大田区障がい者 差別解消支援地域協議会を開催させていただきます。

引き続きまして、障害福祉課の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 会長選出まで私のほうで議事の進行をさせていただきます。障がい者施策推進会議から引き続いて、皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、以後、着席して進めさせていただきます。

それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。

まず、次第の1の「(1)委員の委嘱について」ということで、皆様のお手元に委嘱状を 配付させていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次第の「(2)配付資料確認」をいたします。

(配付資料確認)

- ○障害福祉課長 続きまして、次第の2ということで、福祉部長の中原よりご挨拶を申し上げます。
- ○福祉部長 お疲れのところ、引き続き恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

この差別解消支援地域協議会ですけれども、先ほど開きました推進会議を積極的に推進したいということもありまして、メンバーもある程度重なっているということでございます。先ほどの議論にもありましたけれども、何か支援が必要な方であったり、あるいは差別を感じていらっしゃる方があったりというところでは、すぐさま取り組むというのがやっぱり大事だろうかなと思っております。その積み重ねで制度ができ上がって、制度も変えていくことができるのではないかなと思っております。そういう意味では、私ども行政も、差別の芽だとかということがありましたらすぐ対応したいと思うんですけれども、我々の目だけではできないことがかなりあるということで、地域の目から、あるいは地域の中でいろんなお立場の目から見ていただいて、その中での課題を見つけ、対応すべきところはすぐ対応し、それを積み重ねながら大田区全体をよいものにしていこうということだと思っております。今、ソーシャルインクルージョンと言われますけれども、この地域協議会もそういう目的といいますか、そういうところを目指して、社会的な包摂というところが中心になっていくのかなと思っております。

今日は第1回目ということで、これで出発しますが、後からも説明があると思うんですけれども、障がい当事者の方々もぜひ参加できるような地域協議会にこれからできればいいかなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害福祉課長 続きまして、次第の3でございます。「地域協議会の趣旨について」ということで、事務局から若干ご説明申し上げたいと思います。

それでは、まず資料 1、設置要綱のご確認をいただければと思います。こちらで設置の目的等を少し記載させていただいておりますので、説明申し上げたいと思います。本協議会につきましては、障害者差別解消法に規定します「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すために、区の計画の重点課題でございます「障がいを理由とする差別の解消」を推進するために、障害者差別解消法第17条の規定に基づいて設置をさせていただいているものでございます。

所掌事項につきましては、この要綱の第2条で定めております。事例の共有、関係機関の連携、理解促進のための普及啓発、研修等に関する事項、障害者差別解消法に係る取り組みに関する事項、その他となっております。地域における相談等について、皆様と情報を共有し合いながら、障がい者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークを構築できればと願っているところでございます。

委員の皆様につきましては、大田区障がい者施策推進会議委員をもって構成することとしております。この点につきましては、先ほど福祉部長の中原からご挨拶をさせていただいたとおり、これから大きく育てていきたいという私どもの思いもございますので、来年度以降は委員の拡大も含めて取り組みを進めてまいりたいと思っております。本日は、その初めの一歩ということですので、よろしくお願い申し上げます。

なお、実務的なお話になりますが、要綱の裏面、第7条でございます。協議会の公開と あわせまして、第8条、個人情報の取り扱いについて規定をしてございます。後ほどご説 明しますが、情報の中には個人の差別に関する深いお話もございますので、この規定の趣 旨を十分おくみ取りいただきまして、ご審議を進めていただければと思います。

次に、資料2をご覧いただければと思います。この資料は既に第2回の推進会議でお示ししたものでございますが、大田区障がい者施策推進会議を活かしまして地域協議会を開催すること、その目的、基本的役割等について記載しているものでございます。改めてご確認をいただければと思います。また、現在の委員の皆様の名簿につきましては資料3、大田区の参加者については資料4でお示しをしているとおりでございます。

次第の3「地域協議会の趣旨について」は、簡単ではございますが、ご説明とかえさせていただきます。

それでは、お時間もない中でございますので、早速ではございますが、次第の4「会長、副会長選出」についてでございます。設置要綱上も第4条に規定してございます。会長については互選、副会長は会長が指名するということにしております。もし皆様のほうで、ぜひ私がということがあればいかがでしょうか。

それでは、立候補がいらっしゃらないとお見受けいたしますので、事務局としては、推 進会議の会長でもあらせられまして、大田区の障がい者施策に幅広い見地からご意見をい ただいております石渡先生にお願いできればと考えておりますが、いかがでございますで しょうか。

(拍手)

- ○障害福祉課長 ありがとうございます。では、石渡先生、よろしくお願いいたします。
- ○石渡会長 皆さんにご推挙いただきましたが、大田区の事情はまだまだわからないところもありますので、ぜひ委員の皆様のお力をお借りして、でも、差別解消につきましては、私も思いがございますので、ぜひご一緒に前へ進めるような場にできたらと思います。改めてご協力よろしくお願いいたします。
- ○障害福祉課長 続きまして、先ほど申し上げましたように、副会長につきましては会長からのご指名ということでございますので、会長から副会長をご指名いただければと思います。
- ○石渡会長 差別解消法に思いはあるのですけれども、私は非常に法律に疎い人間で、ぜ ひここは法律にお強い曾我先生に副会長になっていただいて、しっかり私の至らないとこ ろをフォローしていただきたいと思いますので、曾我先生にお願いしたいと思うんですけ れども、いかがでしょうか。

(拍手)

- ○石渡会長 では、皆様から盛大な拍手をいただきまして、副会長のご挨拶をお願いいた します。
- ○曾我副会長 ご指名いただきました曾我と申します。私でよいのだろうかという思いも 多少ございますけれども、精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いい たします。

先生からのご指名の趣旨は、今回のこの協議会が差別解消法という新しい立法に基づく ものだということでございますけれども、差別解消法では、不当な差別的取り扱いの禁止 ですとか合理的配慮の提供義務が規定されておりますが、他の法律と違って、我々の法解 釈だけで何か中身が見出せるというものではございませんで、先ほど福祉部長からもありましたけれども、これからの社会の取り組みですとか実践いかんによって、その内容が変わってくるものなのかなと思っております。この協議会もまさしくその取り組みの1つであろうと認識しておりますので、実のあるものにしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石渡会長 ありがとうございました。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、議題を進めさせていただきたいと思います。議題の1番目「障害者差別解消法に係る大田区の取組について」ということで、資料 5についてのご説明をお願いいたします。

○障害福祉課長 それでは、事務局から、資料 5 を用いまして、「障害者差別解消法に係る大田区の取組について」ご説明を申し上げたいと思います。資料 5 をご覧になっていただければと思います。

区では、差別解消法に係る取り組みにつきまして、3点の基本方針を掲げ、現在まで取り組みをしてきているところでございます。

2段目の枠の「検討体制」といたしましては、両副区長を本部長、副本部長といたし、 各部の部長を構成員とします障害者差別解消推進本部を設置しておりまして、今日まで全 庁的な取り組みを進めてきております。

「これまでの主な取組の概要」というところでは、対応要領につきましては、既に28年3月に全職員に周知をして、これに基づいて取り組みをしております。また、障がい者差別における相談体制といたしましては、障害福祉課と区内に4カ所ございます4つの地域福祉課、また、サポートセンターを区の相談窓口として位置づけまして、障がいをお持ちの方の差別に関する相談等について対応させていただいております。また、職員への研修・啓発、環境の整備、区民・事業者等への啓発を今までも取り組んでまいったところでございます。

続きまして、3番の「今年度の主な取組」ということで、4点掲げさせていただいておりますけれども、職員への研修・啓発というところでは、28年12月1日でございますが、こちらにご参加をいただいております大田区の障がい者団体の皆様にもご参画をいただきまして、区職員向けの差別解消に関する講話をいただいたところでございます。今日、こちらは記載をしていないのですが、参加された職員の方の感想等をお聞きしますと、改めて、当事者の皆さんがどういうことに関してお感じになっているかを学べたということ

で、非常に高い関心を寄せられておりました。皆様には本当にお世話になりまして、ありがとうございました。

また、区民・事業者等への啓発活動というところで、今日おつけしてございますパンフレットをご覧になっていただければと思うんですけれども、今日初めてのお目見えでございますが、「あなたに身近な障害者差別解消法」という、こちらのパンフレットがございます。法の趣旨なり、また、合理的配慮は具体的にどういった場面でということを、イラスト等も用いて構成してございます。また、裏面には相談窓口等を掲載させていただいております。こちらにつきましては3万部作成してございまして、区の関係機関等に配付するのは当然のことでございますけれども、あと関係機関のほうにもこれから順次ご送付をさせていただきます。また、今までうちの障害福祉課等の中で関連が薄かったのですが、障がいをお持ちの方がいろんな生活場面で遭遇する可能性もあるということで、特にまちの商店街さん等にもこのパンフレットは送付させていただいて、今回、理解啓発に努めてまいりたいと思っているところでございます。

あと、環境の整備というところで、これも前回皆様にもお示しをしているところで、庁内の各相談窓口にこういった筆談ボードを設置してございます。これは当然筆談できるグッズが入ってはいるのですけれども、区では、当然窓口でもいろんなご用件があるだろうと思いまして、各窓口で少なくとも私は何の用事で来たのですということが図柄でやりとりできるようにと。これは区内の18特別出張所でご考案いただいたのですけれども、特に18特別出張所でお問い合わせの多い住所の異動の件であったり、戸籍の届け出であったりということを、これは各窓口ごとに用意してございますので、コミュニケーションに支援が必要な方にはこういったものを用いて対応するという努力を既に始めております。

また、今日、第1回の差別解消支援地域協議会の立ち上げをさせていただきまして、広 く皆様と連携、また情報を共有しながら、差別解消に関する取り組みを効果的に進めてい ければというところで、今日まで区としては取り組みを進めてきているところでございま す。

以上、今までの区の取り組みの概要のご説明でございます。

○石渡会長 ありがとうございました。区の取り組みについて、これまでの流れをお聞き しましたが、委員の皆様、今のご説明に関してご質問、ご意見がございましたらばお願い いたします。

○高橋(勝)委員 肢体不自由児(者)父母の会の高橋でございます。昨年の研修は非常

によかったのかなと思っています。あれはやはり継続してやっていただかないと、恐らく 障がい者の親でもわからないところがございますのでね。それと、実際に現場のお子さん を見てもらってという研修も必要ではないかなと。接していただくということが必要だと 思います。

それと、差別解消法のまさに行政がやろうとしていることは表裏なんですね。皆さんは 非常に危ういところにいるわけですよ。というのは、先ほどから出ている医療的ケアに対 する重症心身障がい児の対応、それから今よその区も全部取り上げて、施策に取り入れよ うとしています緊急一時保護、これが遅れると、大田区は、よその区はやっているのだけ ど、預かるところが県内しかないとかね。私自身も、今日の推進会議で佐々木さんからお 話がありましたけれども、実際に経験がございます。私の妻が大病をして、私が難儀をし たということもあります。あと、うちの会にも、ご自分が手術をして、預かるところを大 田区の職員さんと一緒に電話で探したという苦労も2~3 聞いております。ですから、そ ういうのは年1回じゃなくて、ほかにももっとあるんですね。そういうことを考えます と、この施策というのは表裏一体ですから、ぜひその辺をお考えになって、迅速に実現し ていただきたいと思っているんです。

この二期工事というのは、最初は重症心身障がい者のための入居施設だったんですね。 施設といいますか、グループホームの予定だった。緊急一時ということは、医療的ケアを 伴う人を預かるという意味なんですね。ですから、怖がるのはわかりますけれども、我々 は、そこのところをこの会議も通じて、一遍によくなるとは思っていませんので、徐々に よくなっていけばいいのかなと思っているところです。

以上です。

○宮田委員 大田区重症心身障害児(者)を守る会の宮田と申します。私どもの会も、やはり医療的ケアの問題についてちょっとお話しさせていただきたいんですけれども、最初、会の皆様に不当な差別を受けたことがありますかということでお尋ねしたところ、「差別を受けたことはありません」という答えが1つは返ってきました。というのは、差別を受ける前に、重い障がいの子を連れて出ることがないので、親だけが出ると差別を受けたことがないんだよというような、その言葉の裏には、差別を受けたことがないのではなくて、差別を受ける前の段階で諦めているというところがあります。

と同時に、同じ親御さんから出た意見としては、医療的ケアがあるということだけで福 祉のサービスが受けられない、それがいっぱいあるんですというお母さんの思いを聞いて きました。ただ、やはり医療となりますと、命を預かる部分で法律的な場面もあるかと思います。その都度、こういうサービスを受けたいのだけどと言っても、医療の面があるからということで断られるのは、不当な扱いではなくて、正当な理由として断られてしまう。でも、そうすると、なかなか先に一歩進むことができないんだということもご理解いただいた上で、できないのだったらば、どのようにしたらできるようになるかということも一緒に考えていっていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

〇和田委員 私は、学齢期のところを考えると、今の成人の方よりも、交流及び共同学習 を進めてきているんですが、障がい者理解が大分進んできていると思います。これは、き っと統計を出せば、そのようになっているのかなと思いますけれども、その中でも直接的 な交流はやはりまだ低いんですね。本校でも、お母さん方に、通常の小・中学校に行っ て、特別活動なりに参加して、通常のお子さんと一緒に楽しんできたらどうですかと言っ ても、なかなか難しい問題があります。ぜひ都立学校と教育委員会と連携しながら、間接 的な交流から直接的な交流へ一歩進めていくということがやはり大切だろうと思います。 そして、障がい者理解を進めるということが将来ボディブローのように、障がい者を差別 しなくなるような心のバリアフリーじゃないですけれども、それができていくのかなと思 います。短期的には、障害者差別解消法にある合理的な配慮とか、いろんな直さなければ いけないものがあると思うんですけれども、一方で、学齢期の子どもたちにしても、どん どん進めていけば、改めて言うようなことにならないような世の中が来るような気がして いるんですね。先ほども18歳とか、今いろいろな捉え方が違うという統計が出ていました けれども、これもそうだと思いますので、ぜひそこのところに力を入れていただければな と。こういったことについては、いつでも特別支援学校もご協力しますし、今、東京都で ボッチャを通しての小学校との交流とか中学校との交流をしなさいというお話が出ていま す。パラリンピックスポーツとか、いろんな障がい者スポーツを通して障がい者理解を進 めていきましょうということになっておりますので、ぜひお声がけいただければと思いま す。

○石渡会長 ありがとうございました。今、3人の委員の方から差別にかかわるとても大事なご指摘をいただきました。高橋委員や宮田委員のご意見は、大田区がこの前にやっている施策の検討と差別解消を一緒にやるというところは、いい方向に行く可能性がいろいろあると思いますので、それはぜひと思いますし、宮田委員から、差別というのは、差別

以前のとおっしゃいましたけれども、そこのところは当事者の方でないと受け止めていないことだと思いますので、高橋委員のご意見にもありましたけれども、そういう声をきちんと受け止められるような継続した機会がとても大事だと思いました。

和田委員がおっしゃった障がい者理解を進める。やっぱり差別解消はそこに尽きる。最終的な課題ではないかなと私も感じているんですけれども、そこのところは法律の中ではあまり明確になっていなくて、行政に啓発の責務があるみたいに書かれているだけなのですが、もっと区民が自分の問題みたいにして受け止めてくれるように、そのためにも働きかけとか、大田区では何ができるのかみたいなことを本当に真剣に考えていかなければいけないのかなと、お三人の意見を聞いて改めて思った次第です。

ほかの委員の方で、特に大田区の取り組みとの関連で、何かお気づきのことはございま すでしょうか。

なければ、予定の時間になりつつあるのですけれども、2番目に「大田区における障が い者差別に関する相談事例の共有について」ということで資料をつくっていただいていま すので、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○障害福祉課長 それでは、私から、相談事例の共有ということで、資料6と7になっております。6は相談を受けた個別の事案の内容で、今日これを1件1件ご審議している時間もございませんので、こちらについては後で各委員のほうでお読み取りいただきまして、この対応も含めて、最後におつけしてございます意見提出用紙がございますので、大変お手数をかけて恐縮ですけれども、この部分がちょっと気になったとか、あるいはこれはどうなのだろうかということがありましたら、こちらのほうにお書きいただいてご提出いただければ、事務局のほうでご回答させていただくという扱いにさせていただければと思っています。ですから、今日は私どもで受けた相談の件数と相談の傾向等につきまして簡単にご説明申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、この相談につきましては、障害福祉課、サポートセンター、各地域福祉課を相談窓口としてお受けさせていただいたものでございます。28年4月1日から29年1月31日までの間でお受けした相談件数は、全部で21件でございました。その相談内容について表におまとめをさせていただいております。

一番最初が相談をされた方がお持ちの障がいの状況ということで、これでいきますと肢体障がいの方が7件で、約3割ということでございまして、以降、視覚、聴覚と続いてございます。

相談の主訴につきましては、月別にとってございまして、不当な差別的取り扱いにつきましてはトータルで10件、合理的配慮の不提供ではないかということが9件等々で、21件という数字になってございます。

これを受けた相手方がどういったところかということで、相手方の事業種別になっておりますけれども、約半分が行政機関ということでございます。次に多かったのは、うちのほうに障がい者雇用の場面のご相談が5件ほどございました。あと、公共交通、医療・福祉、サービス等々がございまして、トータルで21件というところでございます。

我々のほうも、これに1件1件対応してきたところでございますので、これを受けて、 今後どういった取り組みをしていかなければいけないかということにつきましては、内容 分析等もしながら、今後に活かしていければと思っておりますので、委員の皆様から、個 別の案件の相談の趣旨であったり、対応の経過等を後でご覧になっていただきまして、ご 意見をお寄せいただければというところでございます。

簡単な説明でございますが、事務局からは以上でございます。

○石渡会長 ありがとうございました。大田区はとても丁寧に取り組んでいるのがいただいた資料からもよくわかりますが、ご覧になって、委員の皆様、何かお気づきのこと、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○高橋(克)委員 公募委員の高橋です。私が障がい者の方から差別に関する話を聞いた中では、賃貸住宅を借りる際に、障がいがあることをもって仲介を拒まれるというか、手帳を持っているかどうかを聞かれて、その後、連絡がなくなるということがあるように聞きました。ここにある相談一覧にはないような類型、パンフレットにありますけれども、件数としてはひょっとしたら少ないのかもしれませんが、深刻度合いからすると、もちろんいずれも深刻ですが、生活に係る差別よりも、居住に関する差別のほうがより深刻だと思いますので、先ほど啓発活動についてご説明いただきましたけれども、この例で言うと、宅建業者への啓発活動等に行政のほうでより力を入れていただければありがたいなと感じました。

以上です。

○石渡会長 高橋委員、ありがとうございました。今の意見にもかかわるのですけれど も、資料7を拝見すると、障がい種別で分類をなさっている中で、知的障がいが0、盲ろ うが0、精神が3件ということで、人権侵害で、虐待の場合は、厚労省が出した昨年の統 計ですと、8割ぐらい知的障がいの方が虐待を受けているということですよね。ですか ら、差別ということに関しても、知的とかもおありだと思うので、その辺はご自身で訴えられないというところから上がってこないのかなという気がしますから、何かこのあたりは方法がないかなということを感じますし、今の住宅を借りられないというのは、精神の方に結構多いというところを別の自治体で聞いたことがあるのです。差別を受けてはいるのだけれども、それを差別と認識できない。訴えることができない。そのあたりの方にどういうかかわり方ができるのかというのが行政としてとても大事なことかなと、数字をきれいに出していただいているだけに改めて思ったりしました。個人的な意見です。

ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。そうしましたら、個別の事例については、また何か意見があったらば記入して提出いただければということですので、それをお願いするということでよろしいでしょうか。

あと、全体を通して何かご質問とかご意見がおありの委員の方はいらっしゃいますか。 よろしいですか。

そうしましたら、次に今後のスケジュールについてということで用意していただいていますので。

○障害福祉課長 ありがとうございます。それでは、資料8をご確認いただければと思います。来年度のスケジュールでございます。本年度は立ち上げということで、第1回のみで28年度は終了する予定でございますが、29年度につきましては、この協議会も2回開催をしたいと考えているところでございます。日時につきましては、施策推進会議との絡みもございますので、また改めて、決定次第、ご連絡申し上げたいと思います。

内容につきましては、そこに書いてあります3点の部分の予定を考えておりまして、障がい者差別に関する相談事例の共有は引き続きでございますし、また、障がい者及び障がい特性に関する理解啓発の促進は、まさに宅建業者等を含めて、どういった連携ができるかということについても、我々のほうも検討してまいりたいと思っております。

あと、前回お諮りした際に、ぜひ障がいをお持ちの当事者の方のご意見をというお話が ございましたので、その公募の方法等につきまして今事務局でも内容を検討しております ので、次回、第1回に予定しております中で、来年度の委員の選出方法等につきまして皆 様にお諮りをさせていただき、その後、公募委員の選出等が済んだ段階で第2回の協議会 を開かせていただきまして、その際に応募していただいた委員の方のお話もお聞きしなが ら、より具体的な取り組みを深化させていければと思っております。

事務局からのご説明は以上でございます。

- ○石渡会長 ありがとうございました。では、当事者の委員の方については、次回の施策 の検討の場でご意見をお聞きするということですか。
- ○障害福祉課長 来年度2回予定してございます。第1回の協議会の場で、こういう方向で取り組みたいのですけれどもということをご提案させていただきますので、それでご確認をいただきましたら、それに基づいて公募委員の選出等を進めてまいりたいと思います。それで選出された皆様の第2回の協議会の場で、皆様からもご意見を賜りたいと思っております。

○石渡会長 わかりました。失礼しました。そういうご説明をいただきましたが、スケジュール等について何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたらば、本当に駆け足で進めてしまって申しわけないのですけれども、28年度の1回目の大田区障がい者差別解消支援地域協議会はこれで終了ということにさせていただいてよろしいでしょうか。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。